

輸入内地人材計画

MTP: Admission Scheme for Mainland Talents and Professionals

【MTPとは】

正式には、輸入内地人材計画(MTP: Admission Scheme for Mainland Talents and Professionals)と言います。

中国本土に居住する優秀で専門技術を持つ中国人を対象として、国際市場での香港の競争力を高めるために香港に導入する事を目的として導入された制度です。

通常、本土在住の中国人は香港の就業ビザの申請資格がありませんが、MTP を利用すれば、現在中国本土に居住している優秀な中国人を香港で雇用する事が可能です。

類似スキーム、QMAS との違いは、MTP の場合は香港での雇用が確定している事が前提となる事です。

また、MTP は人数や分野を限定しません。MTP の審査基準を満たしていれば、芸術や文化、スポーツなどを含む広い分野が対象となります。

【申請資格】

1. 香港の雇用者

香港の雇用主となる企業は、MTP の申請が当該企業にとってその分野での発展と競争力を高める目的である事を証明する必要があります。

2. 申請者

申請者は、現在中国居住の中国国籍者が対象となります。基本的には大学卒以上の学士資格所有者であり、特殊な状況下では、優秀な技術や専門能力や関連する経験、業績を証明書類などで証明できる事が求められます。

3. 雇用

香港企業との雇用が確定している事が前提となります。高学歴で、香港人では得がたい専門能力や経験などを持っていること。それに相応しい、香港の標準以上の給与、住宅、保険などの待遇条件を満たしている必要があります。

【許可状況】

MTP は2003年07月15日から実施されています。直近の許可件数は以下の通りです。

申請期間	2006年 (1-12月)	2007年 (1-3月)	2007年 (4-6月)	2007年 (7-9月)	2007年 (10-12月)
許可件数	5, 656	1, 409	1, 524	2, 019	1, 696

輸入内地人材計画

MTP: Admission Scheme for Mainland Talents and Professionals

【入国手続について】

MTP の許可取得ができると、香港の雇用主がイミグレから「ビザラベル」を取得して中国本土の申請者へ送付することになります。

申請者は中国の戸籍登記を行っている地域の公安局から、「香港マカオ通行証」を発行してもらい、出国許可のインドースを取得しなければなりません。同通行証のビザページの空欄箇所に、香港のビザラベルを貼付したものを、香港の入国時に提示する必要があります。

現在、既に香港で就業・就学している者がMTPの申請を行う場合は、一旦中国本土に帰国して、通行証と出国許可を取得する事が求められます。

【香港での転職について】

MTP の許可を得た場合は、審査を受けた香港の雇用主でしか就業が認められません。

香港で転職を希望する場合は、事前に香港のイミグレに対して就業先の変更申請を行い、審査を受けて許可を得る必要があります。条件を満たせない場合は、転職の許可を得られません。許可を得ずして、転職を行う事は違法行為です。

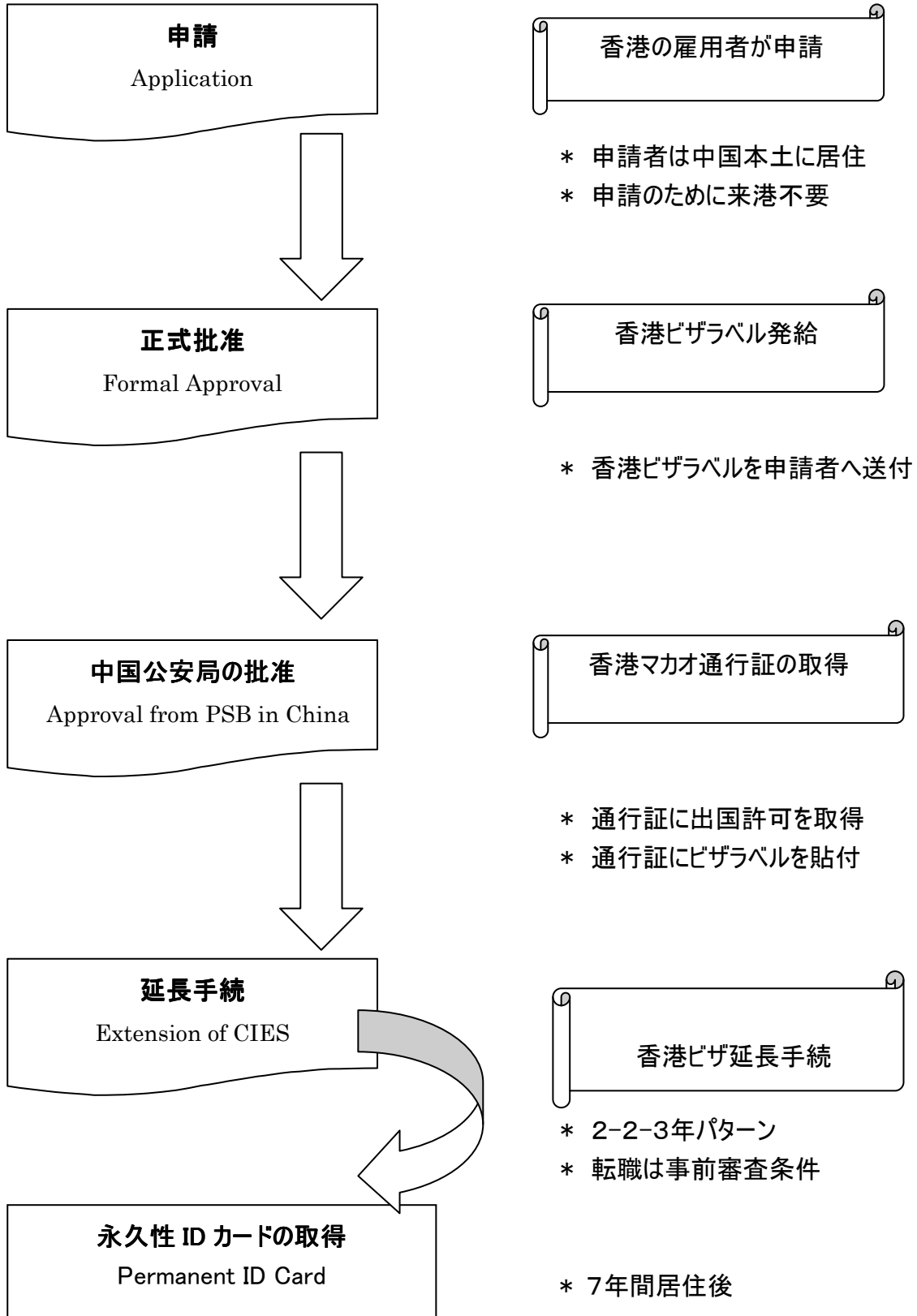
【滞在条件について】

1. 通常、許可を得た場合は、12ヶ月間の就業ビザを取得する事ができる。
2. 就業ビザ期日の1ヶ月前から、延長申請を行う事ができる。
3. 延長申請は、通常2-2-3年パターンで行われるが、雇用契約の期間や就業内容の属性なども考慮して期間を決められる。
3. 帯同家族(配偶者及び18歳未満の独身の子供)は、家族ビザ(Dependent Visa)の申請資格を得ることができる。
4. 継続して7年間以上香港に滞在した場合は、申請者本人及び家族ビザ所有者共に永久性 ID カードの申請資格を得る事ができる。

輸入内地人材計画

MTP: Admission Scheme for Mainland Talents and Professionals

【申請の流れ】



Tel: + 852 2881 6326 Fax: + 852 2881 6826 E-mail: tmorris@tmorris.com.hk

T&MORRIS VISA+ CONSULTING LTD.